

# 秘密保持契約に認められる期間

西原 鷹一

広島大学大学院社会科学研究所 博士課程後期

## 要旨

特許化しない限り、営業秘密には出願や審査が行われない。そのため、適当な契約期間を政府が事前に直接制御するのは困難である。本稿では、営業秘密取引の事後に漏洩が生じたとき秘密保持契約が妥当な契約期間で結ばれていたか評価するための基盤を与える。契約の有効期間は自前開発とオープンイノベーションが無差別になるように設定されるべきである。また、発明に強い特許が与えられると考えられた場合や、自前で発明を研究開発する費用が高いと考えられたとき、容認される有効期間は短い。

**キーワード** 秘密保持契約、契約の有効期間、営業秘密

**JEL 分類** L24